

一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センターと称し、略称ではびじっとと表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子育て支援を行うとともに、児童の健全育成等の福祉の増進及びこれらの普及啓発等を行い、より良い社会の形成の推進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 面会交流支援サービスの提供事業
- (2) 面会交流支援者の養成及び面会交流支援者に対する、スクール、講座の企画、立案、運営、管理及び実施事業
- (3) 面会交流支援サービスに関する公的機関等からの受託事業
- (4) 離別のグリーフケアの推進事業
- (5) 育児に関する情報発信や相談及びこれらのサービスの提供事業
- (6) 子ども達のイベントに関するサービスの提供事業
- (7) こども園・学童クラブの運営
- (8) 乳児院の運営
- (9) 保育及び託児サービス事業（個人保育・集団保育・ボランティア保育）
- (10) 子育て親子の交流・集いの場開催事業
- (11) セミナー・講演会の開催事業
- (12) 書籍の出版事業
- (13) 子の監護（面会交流）に関する紛争についてのADRの実施事業
- (14) ADR従事者（手続実施者、事務局員等）に対する研修事業
- (15) 児童福祉法に基づく障害児通所支援及び相談支援事業
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (17) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

正会員 第12条に規定する社員となる者

準会員 ボランティアスタッフとして登録をした者

一般会員 当法人の提供する面会交流サービスを受ける者。

賛助会員 当法人の事業を賛助する者

名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書により申し込み、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 一般会員および賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 一般会員および賛助会員が会費を納入しないとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員

(入社)

第12条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第13条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第14条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第15条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第16条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第20条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上5名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又監事の任期は、前者任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務 及び権限)

第26条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

令和5年4月13日

神奈川県横浜市中区尾上町6丁目86番1号

一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター

代表理事 高津 妙理

■定款変更履歴

原始定款 平成26年9月3日

変更 平成28年6月20日 令和2年4月1日 令和4年9月20日

令和5年4月13日